

ボイラーの規制について

ボイラー区分	簡易ボイラー	小型ボイラー	缶検付ボイラー
使用圧力 1 kg/c m ² =水頭圧 10m=0.1MPa	0.1MPa 以下	0.1MPa 以下	0.1MPa を超えるもの
電熱面積 (1 m ² =20kw)	80kw 以下	80kw を超え 160kw 以下	160kw を超えるもの
1998年2月9日 小型ボイラー の規制緩和		※	使用圧力が0.2MPa 以下で電熱面積が40kw の物は小型ボイラー区分でOK (1998.2.9)
消防関係	以下の仕様は届出必要 密閉式は 11.6kw 以上 開放式は 70kw 以上 上記以外は届出不要	所轄の消防署へ 設置届けを提出	労働基準監督署扱いとなる。
労働基準監督署	届出不要	小型ボイラー設置報告書を所轄の監督署へ提出	鋼鉄ボイラー設置届け
取扱い資格	不要	不要	必要
ボイラー室の摘要	不要	不要	2箇所以上の出入り口のあるボイラー室を設ける。 その他規制あり。
性能検査 (年1回)	不要	自主検査で良い	必要